

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全といういわゆる内部統制の目的を確保し、企業の健全性、企業価値の持続的な向上により社会に貢献するために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題と認識し、適切な経営活動を推進する体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
出光興産株式会社	5,456,112	69.67
OATアグリオ株式会社	200,000	2.55
株式会社みずほ銀行	165,000	2.11
フマキラー株式会社	165,000	2.11
丸善薬品産業株式会社	165,000	2.11
エス・ディー・エスバイオテック従業員持株会	99,200	1.27
日本証券金融株式会社	94,500	1.21
株式会社SBI証券	87,900	1.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	84,500	1.08
株式会社八楠	50,000	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 _____

親会社の有無 更新 出光興産株式会社 (上場: 東京) (コード) 5019

補足説明 更新

2011年5月11日～6月8日に行われた当社株式に対する公開買付け(TOB)の結果、当社の筆頭株主は、2011年6月15日付けで、ファンドであるエムエイチキャピタルパートナーズ ツー、エル・ピー から、出光興産株式会社へと移行いたしました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部

決算期 更新 3月

業種 更新 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引を行う際には、一般の取引と同等に市場概況を勘案したうえで、価格その他の条件を決定いたします。
また、独立役員による意見を頂戴した後に当該取引を行うものとし、少数株主の不利益とならないよう十分留意いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は親会社を有しておりますが、当社の取締役全6名のうち親会社との兼任となる取締役は1名のみであり、当社独自の経営判断が行える状況にあります。
また、当社では社外監査役のうち1名を独立役員に指定しており、親会社との間に利害関係を有しない立場からの意見を入手できる体制をとっております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 **更新** 10名

定款上の取締役の任期 **更新** 1年

取締役会の議長 **更新** 社長

取締役の人数 **更新** 6名

社外取締役の選任状況 **更新** 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新** あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)	
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	なし	
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	3	4	0	1	0	社内取締役

補足説明 **更新**

当社では、当社の取締役・社外監査役の内、取締役会が指名した者、及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が取締役会の委嘱を受け、取締役および執行役員の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとしております。

なお、基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 役位に応じた全社的な貢献、役割に対する報酬を定める(基準月俸)

(2) (1)に会社業績及び各人の目標に対する成果の連動性の要素を加えるため、その支給基準を定める(加算月俸)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 **更新** 設置している

定款上の監査役の員数 **更新** 5名

監査役の人数 **更新** 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は毎月の監査室定例会議へのオブザーバー参加により、内部監査報告等についての意見交換と認識の確認を行っております。また財務報告に係る内部統制に関しても、その進捗状況の意見交換を行っております。加えて、監査の効率性と有効性を高めるため、監査役(または監査役会)は会計監査人との間で、相互に意見交換を行い、情報の共有に努めております。さらに、内部統制の一部は、会計監査人立会いの下で行われるなど、三者一体となって内部統制の強化に向け連携を図っております。

社外監査役の選任状況 **更新** 選任している

社外監査役の人数 **更新** 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
玉田 裕之	他の会社の出身者			○										
石川 博一	弁護士		○											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉田 裕之		出光興産株式会社の社員	当社親会社である出光興産株式会社の経理部門に長年に亘り在籍し、経理関係知識を多岐に亘って有しており、その経験を活かし、当社経営を監督いただいております。
石川 博一	○	独立役員として指定	現在弁護士を務めており、東京建物株式会社の取締役でもあり、法律の知識、監査役としての経験を有しています。当社との特別の利害関係はありません。また、上記の他社兼職先と当社との間に取引はなく、完全に独立した立場から当社経営を監督いただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

全社業績と個別実行課題の評価(Management by objectives)システムによっております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方

法によるものとなります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員区分ごとの報酬等の総額については開示しており、2014年12月期においては、取締役6名に対して64,062千円、監査役(社外監査役を除く)1名に対して14,628千円を支払っております。また社外役員1名に対して3,600千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、当社の取締役・社外監査役の内、取締役会が指名した者、及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が取締役会の委嘱を受け、取締役および執行役員の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとしております。

なお、基本的な考え方は以下の通りです。

- (1) 役位に応じた全社的な貢献、役割に対する報酬を定める(基準月俸)
- (2) (1)に会社業績及び各人の目標に対する成果の連動性の要素を加えるため、その支給基準を定める(加算月俸)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

事務局として管理部が、社外監査役に対し、会議資料の事前配布、議事録の配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の基本的な経営管理組織としては、取締役会、監査役会、経営会議があります。

また、執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離を明確にし、取締役会等の各審議決定機関及び各職位の分掌、権限を規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行っております。

(1) 取締役会は6名の取締役で構成されております。取締役会は毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて、臨時または電磁的な方式での取締役会を開催しております。取締役会は、取締役会規則に基づき、当社グループの経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について監督を行っております。なお、経営環境の変化に迅速に対応する体制とするため、また取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定めております。

(2) 監査役会は3名の監査役(うち2名は社外監査役であり、さらに、そのうち1名を独立役員として指定)で構成されております。監査役会は毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時的監査役会を開催しております。監査役は、取締役会や社内の重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。なお、社外監査役については、経営者・監査役としての経験、法律・経理・財務等の知識が豊富であること等により選任しております。

(3) 経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び社長の指名のあった者で構成されております。開催は、原則毎月2回としております。経営会議は、会社の重要事項についての報告、審議、承認及び決定を行っております。なお、審議事項のうち規則に定められた重要事項については、取締役会の決議を経て執行されております。

(4) この他に、社内には内部統制委員会、レスポンシブルケア委員会(以下、「RC委員会」とよびます。)、製品安全審査会といった会議体があり、その審議事項のうち重要事項については、取締役会に上程または報告されることとなっております。内部統制委員会は、リスク管理、内部統制(会社法、金融商品取引法)に関する審議機関で、内部統制に関する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質を向上させることを目的としております。RC委員会は、安全及び健康の確保、地域環境を含む全地球的な環境保護、化学物質の安全管理を目的とし、これらの確保のために総合的施策・基本計画の検討、意見具申並びに総合的な推進を図る機関であります。製品安全審査会は、製品安全を確保するために、新規製品、製造方法変更、製剤処方変更に関する審査を行う機関であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役設置会社としての形態を採用し、社外監査役2名を選任しております。社外監査役からは、その中立的立場から決議の妥当性について監督いただいております。

また、執行役員制度導入により、意思決定や業務執行の迅速化を図ることで、経営の健全性・透明性に加えて効率性を確保しております。

よって、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、前述の「基本的な考え方」に挙げている理念を達成するに十分な体制であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回を目処に代表取締役社長による会社説明会を実施しております。直近では、平成26年9月9日に個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後に、定期的説明会を実施しております。直近では、平成27年2月12日に平成26年12月期決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRサイトを設けており、決算情報・その他の適時開示資料や有価証券報告書等のほか、決算説明会・会社説明会で使用した資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部、担当者: 経営企画部長 榊原 真人	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はその経営理念に、「有用動植物保護と防疫を目的に、研究開発を行い、安全で有用な製薬商品を提供し、地球環境保護と豊かな社会作りへの貢献を通じて、企業価値を高め、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えられるよう事業活動を進めます。」と定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、上場会社として重要情報を適切に管理し、公平・均等・正確かつ迅速な情報開示を行うことで、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼の維持・向上を図るべく、「情報開示規程」を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のように決議しております。この方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (ア)「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範としております。
 - (イ)上記の「企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守(適合)の体制確保の指針としております。
 - (ウ)代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととしております。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締役会、監査役会に報告するものとしております。
 - (エ)法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン(企業倫理相談窓口)を運営しております。
 - (オ)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進しております。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア)取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(文書等)に記録し、法令及び「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理しております。
 - (イ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア)リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定し、同規程に沿ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行っております。
 - (イ)新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。
 - (ウ)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告することとしております。
 - (エ)内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置しております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア)取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催しております。
 - (イ)執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議しております。経営会議は原則毎月2回開催しております。
 - (ウ)取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従って行っております。
 - (エ)各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行っております。
- 5) 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア)グループ会社(当社並びに「関係会社管理規程」に定める当社の子会社)全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」をグループ会社行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理しております。
 - (イ)グループ会社は、経営の自主独立性、自立的な責任体制を基本としておりますが、「関係会社管理規程」によって管理されております。
 - (ウ)1)の(ウ)で規定する業務監査は、グループ会社全体を対象として行っております。
 - (エ)1)の(エ)で規定するホットライン(企業倫理相談窓口)は、グループ会社全体を対象としております。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

代表取締役は、監査役会が必要であると認めるときは協議し、補助使用人を配置することとしております。
- 7) 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前条の使用人の人事異動については、監査役会の事前の同意を得るものとしております。
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (ア)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告することとしております。
 - (イ)取締役は以下の事項につき速やかに監査役会に報告することとしております。
 1. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 2. 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨
 3. 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容
 - (ウ)使用人は、前項1または2に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理窓口に通報することとしております。
- 9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (ア)代表取締役その他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとしております。
 - (イ)監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査役との連携を図ることとしております。
- 10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性に鑑み、「財務報告に係る内部統制基本方針書」並びに「財務報告に係る内部統制に関する評価の基本計画書」を定め、内部統制の評価責任体制を明確化するとともに、その整備・運用評価、改善に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
 - (ア)「企業行動規範」及び「企業行動指針」にその旨を明記し、「役員行動基準マニュアル」に対応を定めるなど、社内規則を整備するとともに、宣誓書の提出等を通じて全従業員への周知徹底を図っております。
 - (イ)反社会的勢力との関係を未然に防止するため、「反社会的勢力調査マニュアル」並びに「取引先チェックリスト」を活用し、新規取引先等の属

性調査を行うこととしております。

(ウ)特殊暴力防止協議会、企業防衛対策協議会に入会し、警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係を構築することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本方針

当社が上場会社として重要情報を適切に管理し、公平・均等・正確かつ迅速な情報開示を行うことが、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼の維持・向上につながるものと認識します。その上で、金融商品取引法及び関連法令並びに東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に基づいて情報開示を実行いたします。

2. 適時開示の社内体制

- (1) 情報管理責任者 取締役管理部長 深澤 良彦
- (2) 内部情報管理者 各部門長

3. 情報開示方法

(1) 決算情報

管理部経理・財務グループが作成した決算等の情報については、監査法人、当社監査役の監査を受けた上で、経営会議の承認を経て取締役会における審議・承認決議の後、速やかに開示いたします。

また、管理部長は、その時点における業績見通しとそれまでに公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準及び当社が定める「業績予想修正手続き要領」の基準内か否かについて検討し、取締役会に付議します。開示必要と判断した場合、取締役会は情報管理責任者に速やかに開示するよう指示します。

(2) 発生事実

内部情報管理者は、重要事実等が発生した場合は、関連資料を添付して速やかに情報管理責任者に報告いたします。これを受けて、情報管理責任者は関連部署と協議し、必要に応じて主幹事証券会社・監査法人・顧問弁護士等への確認や相談を行ったうえで、経営会議の審議・承認の後、速やかに開示いたします。また、開示の後、取締役会に報告いたします。

ただし、発生事実のうち、事故・災害等突発的事象に関しての開示は、社長の判断により開示の要否を決定いたします。

(3) 決定事実

重要な決定については、必要に応じて主幹事証券会社・監査法人・顧問弁護士等への確認や相談を行ったうえで、経営会議の審議・承認を経て、取締役会の承認決議の後、速やかに開示いたします。

以上、適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」へ登録し公開した後、速やかに当社ホームページへの掲載等により広く開示します。

なお、当社の適時開示に関するフローは、別紙のとおりです。

